

連結繰越税額控除限度超過額等に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・	・	法人名
-------------	---	---	-----

前期連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (前期の別表六の二(三)「1」)	1		円	
	当該連結親法人事業年度の月数 前連結親法人事業年度の月数			
改定試験研究費の額の合計額 (1) × (2)	3		円	
改定試験研究費の額の合計額 (各連結法人の前事業年度又は他の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計)	4		円	
上記以外の場合 (前期の別表六の二(三)「1」)	5		円	
連結事業年度区分	連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (6)-(7)
		6	7	8
平	・	別表六の二三(付表三)36の① 円	円	円
	・	特別 別表六の二三(付表三)36の②		
平	・	別表六の二三(付表三)36の①		外 円
	・	特別 別表六の二三(付表三)36の②		外
計		総額		
		特別		
当 期 分		別表六の二三「6」	別表六の二三「9」	外
		特別 別表六の二三「14」	別表六の二三「16」	外
合 計		総額		
		特別		
平成21年度分	連結事業年度区分	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (9)-(10)
		9	10	11
平	・	別表六の二三(付表四)36の① 円	円	外 円
	・	特別 別表六の二三(付表四)36の②		外
平	・	別表六の二三(付表四)36の①		外
	・	特別 別表六の二三(付表四)36の②		外
計		総額		
		特別		
当 期 分		別表六の二三「6」	別表六の二三「9」	外
		特別 別表六の二三「14」	別表六の二三「16」	外
合 計		総額		
		特別		
平成22年度分	連結事業年度区分	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (12)-(13)
		12	13	14
平	・	別表六の二三(付表五)36の① 円	円	外 円
	・	特別 別表六の二三(付表五)36の②		外
平	・	別表六の二三(付表五)36の①		外
	・	特別 別表六の二三(付表五)36の②		外
計		総額		
		特別		
当 期 分		別表六の二三「6」	別表六の二三「9」	外
		特別 別表六の二三「14」	別表六の二三「16」	外
合 計		総額		
		特別		

## 別表六の二（三）付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項、第2項若しくは第3項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（同法第68条の9の2第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は平成25年改正前の措置法第68条の9の2第2項第3号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた同法第68条の9第3項（連結繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「試験研究費の額の合計額1」、「改定試験研究費の額の合計額4」及び「試験研究費の額の合計額5」の各欄の記載に当たっては、各連結法人の試験研究費の額に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第25条の5第1項（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合には、当該各連結法人の試験研究費の額から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第22条の5第1項（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）に規定する特別償却実施額を控除した金額の合計額を記載します。なお、前期超過要件の判定に係る当該連結事業年度の試験研究費の額の合計額は、別表六の二（三）「試験研究費の額の合計額1」の欄に内書として記載した金額がある場合には、当該金額を控除した金額をその判定に係る当該連結事業年度の試験研究費の額の合計額とします。
- 3 「翌期繰越額8」の各欄の外書には、措置法第68条の15の6（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（震災特例法第25条の4第1項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）又は平成24年改正法附則第34条第2項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に、別表六の二（二十）又は別表六の二（二十）付表の「調整前連結税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。
- 4 「平成21年度分連結繰越税額控除限度超過額の計算」及び「平成22年度分連結繰越税額控除限度超過額の計算」の各欄は、連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。）が平成25年4月1日前に開始した連結事業年度である場合にのみ記載します。ただし、「平成21年度分連結繰越税額控除限度超過額の計算」の各欄のうち「当期分」、「合計」及び「翌期繰越額11」の各欄並びに「平成22年度分連結繰越税額控除限度超過額の計算」の各欄のうち「当期分」、「合計」及び「翌期繰越額14」の各欄については、記載しません。